第15表　地方財政法第10条から第10条の３まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

１　総　括　表

（単位　百万円）

区　分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	2,098	3,942	6,040
地方財政法第10条の２関係経費	60,130	48,216	108,346
地方財政法第10条の３関係経費	172,528	13,872	186,400
地方財政法第34条関係経費	－	－	－
総計	234,756	66,030	300,786

２　内　訳　表

（単位　百万円）

地方財政法 条	号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1	義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費	1,883	3,766	5,649
	3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	－	－	－
	4	生活保護に要する経費	－	－	－
	5	感染症の予防に要する経費	－	－	－
	6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	－	－	－
	7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	－	－	－
	8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	－	－	－
	9	身体障害者の更生援護に要する経費	－	－	－
	10	婦人相談所に要する経費	－	－	－
	11	知的障害者の援護に要する経費	－	－	－
	12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保提携型認定子ども園を除く。）並びに里親に要する経費	－	－	－
	15	児童手当に要する経費	－	－	－

（単位　百万円）

地方財政法 条	号	事項名	国庫負担額	地方負担額	計
	16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	－	－	－
	17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	－	－	－
	18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	－	－	－
	19	児童扶養手当に要する経費	－	－	－
	20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	－	－	－
	21	家畜伝染病予防に要する経費	－	－	－
	22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	－	－	－
	23	森林病害虫等の防除に要する経費	－	－	－
	24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	176	176	352
	25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	－	－	－
	26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	－	－	－
	27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	39	－	39
	28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補塡に要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	－	－	－
	29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	－	－	－
	30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	－	－	－